

2025年（令和7年）7月25日

仙台弁護士会

会長 千葉 晃平

当会は、以下のとおり、対象弁護士について、懲戒の事由があると思料して綱紀委員会に調査をさせることとしましたので、懲戒手続公表に関する会規2条1項2号、同条2項に基づき公表します。

1 対象弁護士の氏名、住所

氏名 菅野 高雄（かんの たかお）

登録番号 40580

事務所住所 宮城県登米市迫町佐沼字錦170 坂本貸事務所2階

事務所名 菅野高雄法律事務所

2 綱紀委員会に調査請求をした日 2025年6月26日

3 綱紀委員会に調査請求をした理由の要旨

一般会費及び特別会費滞納（19か月分相当額）。

4 対象弁護士の意見陳述の内容

とくになし。

5 その他

対象弁護士については、2025年5月23日に別件に関し、懲戒手続公表に関する会規2条1項1号に基づく公表も行っています。

以上